

# 江 東 区 公 報

## 目 次

### ◎規 則（教）

江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則(2) ..... 1

### ◎告 示

指定居宅介護支援事業所の廃止について  
(119) ..... 2  
指定障害児相談支援事業所の指定について  
(122) ..... 2  
指定特定相談支援事業所の指定について  
(123) ..... 2  
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路位置の指定について(125) ..... 3  
指定居宅介護支援事業所の廃止について  
(129) ..... 3  
指定地域密着型サービス事業者の廃止について(130) ..... 4  
保管自転車の処分について（令和3年3月下期）(131) ..... 4  
令和3年度補正予算の告示について(133) ..... 4  
特定商業施設新設届出書の公告・縦覧について(135) ..... 6  
保管自転車の処分について（令和3年4月上旬）(137) ..... 6

### ◎告 示（教）

令和3年第4回江東区教育委員会定例会の招集(7) ..... 7

### ◎告 示（監）

令和2年度随時監査（工事）の結果について(5) ..... 8  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置通知の公表について(6) ..... 8

## 規 則 （ 教 ）

江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年4月23日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一郎

教育委員 進 藤 孝

### ◎江東区教育委員会規則第2号

江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成12年3月江東区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表中

「 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留

を

「 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及びこれに基づく政令等による就業制限、交通の制限若しくは遮断若しくは感染を防止するための報告若しくは協力又は検疫法（昭和26年法律第201号）による停留若しくは感染を防止するための報告若しくは協力

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の規定は、令和3年2月13日から適用する。

|   |   |
|---|---|
| 告 | 示 |
|---|---|

## ◎江東区告示第 1 1 9 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 6 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1 3 7 0 8 0 4 3 9 3
- 2 事業所の名称及び所在地  
らいおんハート居宅介護支援センター東陽  
東京都江東区東陽一丁目 3 4 番 1 3 号ディ  
ックビル 4 C
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社カスケード東京  
東京都港区海岸一丁目 2 番 3 ー 1 0 4 号  
代表取締役 篠原 興道
- 4 廃止年月日  
令和 3 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

## ◎江東区告示第 1 2 2 号

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 9 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和 3 年 4 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 指定した事業所
  - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人なかよしホーム  
東京都江東区福住二丁目 4 番 1 号
  - (2) 事業所の名称及び所在地  
なかよし指定訪問介護事業所  
東京都江東区福住二丁目 4 番 1 号
  - (3) 指定（更新）年月日  
令和 3 年 4 月 1 日
  - (4) 事業の種類  
障害児相談支援事業
  - (5) 事業の主たる対象者  
障害児
- 2 指定した事業所
  - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人障がい児者ライフサポ  
ートたんぽぽの会

東京都江東区石島 5 番 7 号深川ビル 1 0  
2 号室

- (2) 事業所の名称及び所在地  
たんぽぽクラブ  
東京都江東区石島 5 番 7 号深川ビル 1 0  
2 号室
- (3) 指定（更新）年月日  
令和 3 年 4 月 1 日
- (4) 事業の種類  
障害児相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
障害児

## ◎江東区告示第 1 2 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 1 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和 3 年 4 月 7 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 指定した事業所
  - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人なかよしホーム  
東京都江東区福住 2 丁目 4 番 1 号
  - (2) 事業所の名称及び所在地  
なかよし指定訪問介護事業所  
東京都江東区福住 2 丁目 4 番 1 号
  - (3) 指定（更新）年月日  
令和 3 年 4 月 1 日
  - (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
  - (5) 事業の主たる対象者  
特定なし
- 2 指定した事業所
  - (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人障がい児者ライフサポ  
ートたんぽぽの会  
東京都江東区石島 5 番 7 号深川ビル 1 階  
1 0 2 号室
  - (2) 事業所の名称及び所在地  
たんぽぽクラブ  
東京都江東区石島 5 番 7 号深川ビル 1 階  
1 0 2 号室
  - (3) 指定（更新）年月日  
令和 3 年 4 月 1 日

- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
障害児
- 3 指定した事業所
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
江東区  
東京都江東区東陽四丁目11番28号
- (2) 事業所の名称及び所在地  
江東区塩浜福祉園  
東京都江東区塩浜二丁目5番20号
- (3) 指定（更新）年月日  
令和3年4月1日
- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
知的障害者
- 4 指定した事業所
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
江東区  
東京都江東区東陽四丁目11番28号
- (2) 事業所の名称及び所在地  
江東区東砂福祉園  
東京都江東区東砂三丁目30番6号
- (3) 指定（更新）年月日  
令和3年4月1日
- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
知的障害者
- 5 指定した事業所
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
江東区  
東京都江東区東陽四丁目11番28号
- (2) 事業所の名称及び所在地  
江東区第二あすなろ作業所  
東京都江東区毛利二丁目1番14号
- (3) 指定（更新）年月日  
令和3年4月1日
- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
知的障害者
- 6 指定した事業所
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
江東区  
東京都江東区東陽四丁目11番28号
- (2) 事業所の名称及び所在地

- 江東区亀戸福祉園  
東京都江東区亀戸九丁目6番29号
- (3) 指定（更新）年月日  
令和3年4月1日
- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
知的障害者  
身体障害者  
精神障害者
- 7 指定した事業所
- (1) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地  
江東区  
東京都江東区東陽四丁目11番28号
- (2) 事業所の名称及び所在地  
江東区あすなろ作業所  
東京都江東区東砂三丁目30番6号
- (3) 指定（更新）年月日  
令和3年4月1日
- (4) 事業の種類  
特定相談支援事業
- (5) 事業の主たる対象者  
知的障害者

#### ◎江東区告示第125号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和3年4月7日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 指定に係る道路の種類  
法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日  
令和3年4月7日
- 3 指定に係る道路の位置  
江東区亀戸四丁目55番4、57番7
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員  
取消し 幅員4.00m 延長20.40m

#### ◎江東区告示第129号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和3年4月13日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1 3 7 0 8 0 0 8 7 0
- 2 事業所の名称及び所在地  
株式会社コウベ  
東京都江東区南砂二丁目 1 2 番 1 3 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
株式会社コウベ  
東京都江東区南砂二丁目 1 2 番 1 3 号  
代表取締役 巻幡 敬三
- 4 廃止年月日  
令和 3 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

#### ◎江東区告示第 1 3 0 号

介護保険法第 7 8 条の 5 第 2 項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 介護保険事業所番号  
1 3 7 0 8 0 3 2 3 9
- 2 事業所の名称及び所在地  
みんなの家  
東京都江東区北砂一丁目 3 番 4 3 - 1 0 2 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者  
特定非営利活動法人江東まちづくり研究舎  
東京都江東区北砂一丁目 3 番 4 3 - 1 0 2 号  
理事長 高井 浩子
- 4 廃止年月日  
令和 3 年 3 月 3 1 日
- 5 サービスの種類  
地域密着型通所介護

#### ◎江東区告示第 1 3 1 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同

条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 3 年 4 月 1 3 日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

#### ◎江東区告示第 1 3 3 号

令和 3 年 4 月 1 5 日専決処分された令和 3 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 1 5 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

- 1 令和 3 年度江東区一般会計補正予算（第 2 号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第2号）

令和3年度江東区一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ311,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ223,102,000千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月15日

江東区長 山 崎 孝 明

別表 歳入歳出予算補正  
歳入

| 款  | 項           | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|----|-------------|-------------|---------|-------------|
|    |             | 千円          | 千円      | 千円          |
| 14 | 国 庫 支 出 金   | 41,705,590  | 311,000 | 42,016,590  |
|    | 2 国 庫 補 助 金 | 4,616,111   | 311,000 | 4,927,111   |
|    | 歳 入 合 計     | 222,791,000 | 311,000 | 223,102,000 |

歳出

| 款 | 項           | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           |
|---|-------------|-------------|---------|-------------|
|   |             | 千円          | 千円      | 千円          |
| 3 | 民 生 費       | 105,808,612 | 311,000 | 106,119,612 |
|   | 3 児 童 福 祉 費 | 58,519,570  | 311,000 | 58,830,570  |
|   | 歳 出 合 計     | 222,791,000 | 311,000 | 223,102,000 |

◎江東区告示第 1 3 5 号

特定商業施設変更届出書の縦覧について  
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全  
に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商  
発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のとおり  
特定商業施設変更届出書を縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 2 0 日

江東区長 山 崎 孝 明  
記

|                               |                                                                            |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 特定商業施設変更届出書の<br>届出年月日         | 令和 3 年 3 月 3 1 日                                                           |
| 特定商業施設変更届出書の<br>縦覧場所          | 東京都江東区東陽四<br>丁目 1 1 番 2 8 号<br>江東区地域振興部<br>経済課（庁舎 4<br>階）                  |
| 特定商業施設変更届出書の<br>縦覧期間          | 令和 3 年 4 月 2 1 日<br>から<br>令和 3 年 6 月 2 1 日<br>まで                           |
| 特 定<br>商 業<br>施 設<br>の 概<br>要 | 特定商業施設の名称及び所在地<br>豊洲フォレシア<br>江東区豊洲三丁目<br>2 番 2 4 号<br>設置者の氏名又は<br>名称（法人にあつ |
|                               | 株式会社 I H I<br>代表取締役社長                                                      |

|                   |                                                                                                               |                                                                                                         |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   | ては代表者の氏<br>名)                                                                                                 | 井手 博<br>豊洲三丁目開発特定<br>目的会社<br>取締役 菊池 省<br>吾                                                              |
| 変 更<br>す る<br>事 項 | 変更前<br>(1) 施設で営業を<br>営む者<br>(有)宮川商<br>店、(株)ウ<br>エイブス、<br>(株)トラ<br>ジ、ヴィレ<br>ッジヴァン<br>ガードプレ<br>ース(株)<br>他 1 7 店 | 変更後<br>(1) 施設で営業を営<br>む者<br>(有)宮川商<br>店、(株)ウ<br>エイブス、(株)<br>トラジ、エス<br>テールホール<br>ディングス<br>(株) 他 1 7<br>店 |
| 変 更<br>年 月<br>日   | 令和 3 年 2 月 1 5 日                                                                                              |                                                                                                         |
| 変 更<br>し た<br>理 由 | (1) 施設で営業を営む者の氏名及び住所<br>に変更があるため。                                                                             |                                                                                                         |

◎江東区告示第 1 3 7 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整  
備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第

28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和3年4月21日

江東区長 山 崎 孝 明

〔別紙省略〕

## 告 示 （ 教 ）

### ◎江東区教育委員会告示第7号

下記により、令和3年第4回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和3年4月20日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一朗

記

- 1 日時 令和3年4月23日（金）  
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第1 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則の一部を改正する規則

#### 4 報告事項

- (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について  
ほか

#### 5 協議事項

- (1) 江東区立学校感染症予防ガイドラインについて

## 告 示 ( 監 )

## ◎江東区監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 2 年度随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 3 年 4 月 15 日

|         |         |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同       | 藏 田 朝 彦 |
| 同       | 川 北 直 人 |
| 同       | 新 島 つねお |

[別紙]

令和 2 年度 随時監査（工事）報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和 2 年度実施工事のうち下記工事の施工状況を対象とした。

(1) 江東きつずクラブ南砂六丁目改修工事

(2) 御船橋架替工事（その 2）

(3) 仙台堀川公園改修工事（その 2）

(4) 江東区立豊洲西小学校校舎増築その他改修工事

2 監査の対象部課

(1) 総務部営繕課

(2) 土木部道路課、河川公園課

(3) 教育委員会事務局学校施設課

3 監査の実施期日

令和 3 年 1 月 26 日

第 2 監査の手続

監査の対象工事について、工事概要調書及び工事工程表等の資料を求め、監査当日は、監査事務局にて、所管課長からの工事概要等の説明、質疑応答等を行った後、各工事現場において関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類との照査突合等、必要と認める監査を実施した。

第 3 監査の結果

工事は、おおむね適正に進捗しており、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された軽微な誤りについては、口頭で改善を促した。

令和 3 年 4 月 30 日

|         |         |
|---------|---------|
| 江東区監査委員 | 松 土 英 男 |
| 同       | 藏 田 朝 彦 |
| 同       | 川 北 直 人 |
| 同       | 新 島 つねお |

記

- 1 令和 2 年度包括外部監査結果報告・措置概要別紙のとおり  
[別紙省略]

## ◎江東区監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 25 条の 38 第 6 項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、江東区長から通知があったので、通知内容を次のとおり公表する。